

○静岡市議会政務調査費の交付に関する条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、静岡市議会(以下「市議会」という。)の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、市議会における会派(所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。)に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平 20 条例 64・一部改正)

(政務調査費の交付対象)

第 2 条 政務調査費は、会派に対して交付する。

(政務調査費の額)

第 3 条 政務調査費は月額とし、その額は、25 万円に会派の所属議員の員数を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する会派の所属議員の員数は、次条の規定により交付することとなる月の初日における員数とする。この場合において、同日に辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属する会派からの脱会があったときは、これらの事由に該当する者は、当該員数に含まないものとする。

(平 18 条例 39・一部改正)

(政務調査費の交付の方法)

第 4 条 政務調査費は、四半期(4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで、10 月から 12 月まで及び翌年 1 月から 3 月までの各区分による期間をいう。以下同じ。)ごとに当該四半期に属する月分を当該四半期の最初の月に交付する。ただし、会派が新たに結成された場合は、当該会派が結成された日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)に、当該翌月(その日が月の初日の場合は、当月)以後の月分を交付する。

(平 17 条例 61・一部改正)

(所属議員の異動等に伴う調整)

第 5 条 政務調査費の交付を受けた会派が、一四半期の途中においてその所属議員の員数に異動を生じた場合は、異動を生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)以後の月分について、当該翌月(その日が月の初日の場合は、当月)の末日までに、当該翌月(その日が月の初日の場合は、当月)の初日の員数に基づいて算定した額が既に交付した政

務調査費の額を上回るときは、差額を追加して交付し、下回るときは、差額を返還させるものとする。

(平 17 条例 61・全改、平 18 条例 39・一部改正)

(一般選挙後に新たに会派を結成した場合の特例)

第 6 条 一般選挙が行われたため新たに会派を結成した場合は、第 4 条ただし書の規定にかかわらず、新たに会派が結成された日の属する月分から、当該会派に政務調査費を交付する。

2 前項の規定により交付することとなる政務調査費に係る所属議員の員数は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、当該結成された日における員数とする。

(平 17 条例 61・全改、平 18 条例 39・一部改正)

(使途基準)

第 7 条 会派は、政務調査費を市規則で定める使途基準に従って使用するものとする。

(経理責任者)

第 8 条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置くものとし、所属議員のうちから選任しなければならない。

2 経理責任者は、金銭の出納その他の事務を所掌する。

(収支報告書等の提出等)

第 9 条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、当該収支報告書に係る金銭の支払に関する証拠書類(以下「証拠書類」という。)とともに議長に提出しなければならない。

2 収支報告書及び証拠書類(以下「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年 4 月 30 日までに提出しなければならない。

3 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散した日から 30 日以内に収支報告書等を提出しなければならない。

4 政務調査費について剰余金が生じた場合は、会派は、収支報告書等の提出と同時に当該剰余金を市長に返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第 10 条 議長は、前条第 1 項の規定により提出された収支報告書等を提出期限の日から起算して 10 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。ただし、議長が収

支報告書等を閲覧に供するために整理を要すると認めるときは、議長は、市規則で定める期間を限度として、当該収支報告書等の全部又は一部の閲覧を制限することができる。

3 議長は、前項の規定による閲覧の実施に当たっては、静岡市情報公開条例(平成 15 年静岡市条例第 4 号)の規定に準じて公開又は非公開の取扱いをするものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の静岡市議会政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年静岡市条例第 28 号)又は清水市議会政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年清水市条例第 23 号。次項においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の条例の規定により交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書等の提出及び保存については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 17 年 3 月 15 日条例第 61 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日条例第 39 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 12 日条例第 64 号)

この条例は、公布の日から施行する。